

令和4年度事業計画

(基本方針)

人口減少、少子高齢化が進む中、高齢化率の上昇が続いている。令和3年の高齢化率は全国平均で29.1%であるのに対して、長野県は32.6%と全国平均を大きく上回り、今後も上昇を続ける見込みで、地域社会や産業の担い手不足、地域の活力低下が懸念されている。

こうした中、発生から2年を経過した新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）は、変異株の相次ぐ出現により感染の拡大・縮小を繰り返し、社会経済活動に大きな影響を与え、未だその先行きが見通せない状況が続いている。

県内の経済動向は、令和4年3月の日銀松本支店の発表では、「一部に弱い動きがみられるなか、持ち直しの動きが一服している。」とされ、雇用情勢については、長野労働局によると令和4年1月の有効求人倍率は1.40倍で「一部に弱い動きが続いているものの、着実に改善が進んでいる」と発表されている。

生産年齢人口が減少する中、社会経済の活力を維持していくうえでは高齢者の就労が重要な課題とされ、働く意欲のある高齢者がその能力を活かして年齢にかかわらず活躍できる環境整備が求められており、高齢者に対して地域社会に密着した業務を確保・提供し、会員の経済的な安定や生きがいの充実を図り、地域社会に貢献するシルバー人材センター（以下「センター」という。）に対する期待は、今後も益々大きなものとなっていくと考えられる。

こうした中、本県シルバー事業の令和3年度の状況を見ると、新型コロナの影響を依然として大きく受け続けている。令和4年1月末時点での会員数は、前年同月を530名下回って推移し、減少傾向に歯止めがかかっていない。また、契約金額においても、全国平均では前年同月を上回って推移しているところ、本県では1月末時点で前年同月比99.3%と厳しい状況が続いている。

シルバー事業を取り巻く環境が大きく変わろうとしている中で、今後センターが地域の高齢者の就業の受け皿としてその存在感を発揮していくためには、センター及び連合会（以下「シルバー連合」という。）が、新しい生活様式など環境の変化に柔軟に対応しつつ、会員の多様なニーズに応え、地域の役に立つ事業を展開し、それらを通じてセンターのイメージも新しい時代に相応しいものに変えていくことが重要である。

このような現状認識のもとで、シルバー連合が、会員の願いや地域の期待に応えていくためには、会員の拡大と就業機会の拡大、安全就業の推進、多様な働き方を進める派遣・職業紹介事業の拡大、適正就業の推進、公益法人に相応しい運営と基盤強化等の取組を今できることから着実に推し進めていくこととする。

特に、シルバー事業の根幹をなす会員の拡大については、令和2年度まで11年連続で減少が続く、特に令和2～3年度は新型コロナの影響から大幅な減少となっている。新入会員数が昨年度を上回るセンターも増えているという明るい兆しも見え始めており、まずはコロナ前の水準に回復することを目指し、引き続き女性会員の拡大に重点を置き、企業退職予定者層などの入会促進や退会抑制の取組を進める。

シルバー派遣事業については、事業の健全な推進を図るため、派遣事業専門委員会で諸課題を協議し、新たな役割分担に移行するための準備作業を進める。

令和5年10月から導入が予定されている消費税における適格請求書等保存方式(インボイス制度)については、センター運営にとって極めて大きな影響を及ぼす制度であり、予定どおり施行されることとなった場合に備えた取組を進めていく。

また、連合会としてセンターの法人運営、事業推進に資するため、各種研修会等の実施、指導・相談、情報提供等のほか、高齢者活躍人材確保育成事業を長野労働局から受託し新規会員の拡大、就業機会の拡大に戦略的に取り組むこととする。

このため令和4年度の事業運営に当たっては、引続きセンターはもとより、長野県、長野労働局、全国シルバー人材センター事業協会(以下「全シ協」という。)、経済団体等の関係機関と連携を図り、「地域社会に貢献する魅力あるシルバー人材センター」の実現に向け、「第3期中期計画」(2019年度～2023年度)の着実な推進や、次に掲げる基本テーマを重点項目として、事業実施計画により諸事業を積極的に展開する。

(基本テーマ)

- 1 会員の拡大と就業機会の拡大
- 2 安全就業の徹底と適正就業の推進
- 3 シルバー派遣事業の健全な推進
- 4 地域ニーズに応えられる事業展開
- 5 公益法人の適確な運営

(事業実施計画)

1 公益法人運営事業

シルバー連合は、公益社団法人として、その運営に当たっては公益的な活動はもちろんのこと、法人のガバナンス、コンプライアンス体制、情報公開と情報管理体制の整備・充実、収支相償を満たすことなど、公益性が認定された法人に相応しい法人運営が求められている。

このため、組織運営や会計を始めとする事務処理など、あらゆる面において適切で円滑な運営が推進されるよう、センターの事務・事業をサポートしていく。

- (1) 公益法人の運営や会計処理に係る情報提供や研修会等の実施
- (2) 各センターからの相談への対応、個別指導の実施
- (3) 「公益法人運営資料集 No12」作成・配布
- (4) 消費税に係る適格請求書等保存方式(インボイス制度)について、最新情報を速やかに提供するとともに、情報交換の場を設定するなどセンターのサポートを行う。
- (5) デジタル社会への変革が進行していることから、デジタル技術の活用についての情報提供等を進める。

2 安全・適正就業推進事業

○ 安全就業

「安全・安心なシルバー事業」を展開することは、シルバー事業遂行の基幹であり、重篤事故・賠償事故を始め、あらゆる事故の撲滅を目指し、令和4年度は、「自分の安全は自分で守る」という意識の醸成を図り、引き続き安全・適正就業対策推進の重点目標を「危険ゼロ」とする。

その取組み目標として、①安全ミーティングの完全実施 ②安全装備使用の徹底 ③健康診断受診及び健康体操の奨励 ④交通事故防止 ⑤安全・適正委員会と推進員による安全対策の点検と徹底による事故防止体制の確立 と定め、事故事例等を「他人ごと」ではなく、「自らのこと」として共有し、会員の安全意識の向上、事故防止策の徹底など組織を挙げて安全対策を一層推進する。

特に、各センターにおいて安全就業対策推進委員等が中心となり、安全対策の定期的な点検と安全意識の徹底を図る。また、班長等を対象に危険予知訓練を実施し、全ての現場で危険予知活動が実践できるよう取り組む。

また、新型コロナに対しては、会員の健康を守るため感染防止対策の徹底と新しい生活様式の定着を促進する。

○ 適正就業

公益法人として法令遵守の立場から、センター会員の働き方に係る重要な指針である「適正就業ガイドライン」に沿った業務運営により就業の適正化を推進する。

特に、受注リスト、自己点検表などの活用による自主点検及び現地調査を奨励し、発注者からの指揮命令が疑われる業務等、請負就業として問題がある就業については、就業の確保にも配慮しながら、シルバー派遣事業への切替えや職業紹介事業による是正を進める。

(1) 安全・適正就業パトロール指導員の配置

(2) 安全・適正就業対策推進委員会の開催 (3回)

重点目標・重点テーマの設定、安全・適正就業対策推進年次計画の策定、改善策の提案、情報提供

(3) 安全・適正就業パトロールの実施

安全・適正就業対策推進委員及びパトロール指導員による、実効性あるセンターパトロール指導を全センターで実施 (21センター)

(4) 安全・適正就業強化月間 (7月) を設定し、安全・適正就業対策の一層の推進

(5) 安全・適正就業推進大会の開催

各センターの安全・適正就業対策推進委員、安全推進員等を対象に専門家を講師とした研修会の開催、体験発表、安全・適正就業標語の募集と表彰等を通じた安全意識の向上とその徹底

(6) 安全就業研修会の開催

センターの安全・適正就業対策推進委員等を対象に安全就業研修会 (リーダー養成

研修会)を開催し、各センターで安全就業を推進するリーダーを養成

各センターでは、受講したリーダーが中心となり班長等を対象に危険予知訓練等を行い、全ての現場で危険予知活動が実践できるよう取り組む

① 危険予知訓練基礎 4R 法等の実施

② 墜落・転落危険予知訓練、交通危険予知訓練の実施

(7) センターが実施する安全就業研修会への講師派遣

(8) 事故状況の把握・分析及び再発防止の周知

事故状況の把握・原因分析及び具体的な防止策のイラストなどを活用した、わかりやすい資料、ヒヤリ・ハット事例などによる対応策の検討・周知

(9) 運転業務に係る安全就業基準を周知し、運転業務の安全就業を推進

(10) 安全就業や健康管理等に関する時々の情報を提供する「安全ニュース」を発行し、センターが行う事故防止など注意喚起を支援

(11) 新型コロナに関する最新情報を速やかに提供し、センターにおける会員への感染防止の徹底や新しい生活様式の定着を促進する

(12) 適正就業の推進

① 適正就業ガイドラインの周知など適正就業に係る情報提供・助言

② 受注リストを活用した自主点検及び現地調査を奨励し、請負就業として問題がある事案については、シルバー派遣事業への切替えや職業紹介事業による是正を助言

③ 臨・短・軽の範囲を逸脱した就業については、ローテーション就業や業務拡大等による是正を助言

④ 契約書等の締結の励行や契約内容の点検を奨励し、適正就業を推進

3 普及啓発事業

シルバー事業への県民の理解と認識を高め、会員の拡大、就業機会の確保等を図るため、様々な機会・媒体を通じた広報宣伝等、普及啓発活動を推進する。

(1) 「シルバーながの」の発行(年2回)やホームページを積極的に活用し、講座等の開催に係る掲載も含め周知・広報の充実

(2) シルバー事業及び地域貢献活動情報等を報道機関等に情報提供及び取材協力するなど積極的な周知・広報活動を実施

(3) 新聞、テレビ、ラジオ等様々なメディアを活用して、全県をエリアとする広報活動を実施

(4) 就業開拓・入会促進用パンフレット等の作成・配布

(5) 退職前高齢者生きがい就業体験事業の実施

4 就業開拓等事業

多様化する会員の就業ニーズや地域ニーズに対応するため、新たな就業機会・就業分野の開拓・確保をセンターと連携して実効ある取組を推進する。

- (1) 県内の複数のセンターにまたがる広域展開企業の就業開拓は、センターと連携して受注確保
- (2) 新聞、テレビ、ラジオ等様々なメディアを活用し、全県をエリアとした広域的な周知・広報宣伝活動を行い、受注・就業機会の拡大を支援（再掲）
- (3) 各センターが抱える課題、取組等について、意見情報交換を実施するなど、効果的な取組を支援（業務担当者会議等）
- (4) 就業開拓啓発用パンフレット等の作成・配布（再掲）
- (5) 全シ協、北信越シルバー人材センター連絡協議会（以下「北シ協」という。）などが実施する会議・研修会への出席及び情報収集・提供

5 交流研修事業

センター役職員の資質の向上と相互の情報共有を図り、シルバー事業の活性化及び適正な運営を確保するため、役職及び担当分野に応じた各種研修会等を開催するとともに、全シ協等が実施する研修会等に参加する。

なお、開催に当たっては、新型コロナの感染防止に配慮し状況に応じた開催方法とする。

- (1) 理事長・事務局長合同意見情報交換会等の開催
- (2) 各種研修会の開催
 - ① 正・副理事長研修
 - ② 4ブロック役員研修
 - ③ 新任職員研修
 - ④ 安全就業研修（リーダー養成研修会）
 - ⑤ その他必要に応じた担当研修
- (3) 全シ協、北シ協が実施する研修会等への参加及びセンターに受講を勧奨
- (4) 各ブロック主催の職員研修会への助成等支援

6 調査研究事業

シルバー事業の現状と課題を把握・分析し、今後の事業推進に資するため、必要な調査研究、検討、情報提供等を行う。

- (1) シルバー事業実績を集計・分析した「シルバー人材センター業務運営状況」の作成・配布
- (2) 各センターの財務分析・事業分析等を行うほか、様々な相談・指導に係る Q&A、研修会用に作成した資料等必要な情報を「公益法人運営資料集 N o 12」として集成・提供（再掲）
- (3) 事故発生状況、原因分析及び防止策の情報提供（再掲）
- (4) 各種会議、研修会における研究・検討
- (5) その他シルバー事業の運営に必要な調査

7 センター設置促進事業

県内全域でシルバー事業が展開できるよう、センター未設置地域の解消に努める。

- (1) 隣接センターと連携し、未設置村に情報提供及び助言

8 指導相談事業

公益社団法人として適正な運営が推進されるよう、全シ協の指導実施計画に基づき、長野労働局による個別経理指導と併せてセンターを訪問し、事業運営、事務処理、財政基盤の強化等について指導及び相談を行うほか、随時、各センターからの相談に対応する。

- (1) センター個別指導の実施 7センター（各センター3年に1回、全シ協から委嘱された連合会事務局長が実施）
- (2) 随時、センターからの公益法人の運営や会計経理等に係る相談に対応
- (3) 派遣・適正就業等に関して専門的な指導が必要な場合には、全シ協に配置されている「スーパーバイザー」を活用し、センターの相談等に対応

9 シルバー派遣事業

高齢者の多様な就業ニーズに対応した指揮命令のある職域での就業機会の確保と受託事業の適正な就業を確保するため、各実施事業所との緊密な連携のもと、シルバー派遣事業の円滑な推進を図る。

また、派遣事業専門委員会において諸課題の協議を進め、その結果を踏まえ、新たな役割分担等に移行するための準備作業を進める。

- (1) 派遣事業専門委員会を開催し、役割分担、派遣手数料率等諸課題を協議
- (2) 専門委員会の検討結果を踏まえ、新たな役割分担等に移行するための準備作業を推進
- (3) 円滑な移行に向けたブロックごとの研修会の開催
- (4) 請負就業として問題ある事案について派遣業務契約への切替え等指導・助言
- (5) 高齢者活躍人材確保育成事業と高齢者活用・現役世代雇用サポート事業の連携による事業拡大を推進
- (6) 消費税の納付にも苦慮しており資金繰り改善の取組
- (7) 業務拡大について、会員ニーズ及び発注者ニーズを踏まえ、知事の指定を受けるべく適切に対応
- (8) 実施事業所と連携のもと、複数のセンターにまたがる広域展開企業の就業開拓
- (9) センターにおける派遣元責任者の選任及び3年ごとの講習会の受講の勧奨
- (10) 企業情報の収集・提供
- (11) 啓発用パンフレット等の作成・配布（再掲）
- (12) 全シ協、北シ協等を通じた情報収集

10 職業紹介事業

高齢者の就業ニーズに応えるため、臨時的かつ短期的な仕事又はその他軽易な業務に係る「雇用」を希望する地域の高齢者（シルバー会員を含む。）を対象として、有料の職業紹介による就業機会の提供を行う。

- (1) 全センターが取り組めるよう指導・助言（未届け2センター）
- (2) 職業紹介事業の適正な運営の指導
- (3) センターにおける職業紹介責任者の選任及び5年ごとの講習会の受講の勧奨

11 高齢者活躍人材確保育成事業（国委託）

各センターと連携して、人手不足分野や現役世代を支える分野で活躍する高齢者就業を推進するため、広報活動のほか、技能講習、就業体験を実施し、新規会員・発注企業の拡大に戦略的に取り組む。

- (1) テレビ・ラジオ・新聞・広報誌等様々な広報媒体を駆使し、センターの周知・広報活動を展開し、特に女性及び退職予定者に特化した周知、広報も実施
- (2) 高齢者がシルバーに興味を持ち、自信を持って就業できるよう必要な技能講習を実施
- (3) 高齢者、企業双方のセンターに対する理解を深めてもらうための就業体験を実施
- (4) 今までセンターを知らなかった人にセンターを知ってもらい、入会説明会への勧奨を行う。
- (5) センターの活用を促進するための、連合会を中心とした連絡会議の開催

12 諸会議の開催及び参加

定款に定める総会及び理事会の開催のほか、当連合会の事業を推進するため、次のとおり各種会議（研修会）を開催し、併せて関係団体の会議に参加する。なお、開催にあたっては、新型コロナの感染防止に配慮しつつ状況に応じた開催方法とする。

- (1) 定時総会 (6月)
- (2) 理事会 (5月、6月、10月、12月、3月)
- (3) 理事長・事務局長合同意見情報交換会の開催 (10月) (再掲)
- (4) 事務局長会議 (6月、10月、1月、3月)
- (5) 各種会議・研修会 (随時)